

ふれあい工房「クローバー」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、和木町社会福祉協議会が開設する、ふれあい工房「クローバー」（以下、「事業所」という）の適切な運営を確保するために必要な設備及び運営に関する事項を定め、事業所の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害者及び 障害児（以下、「利用者」という）又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者又は障害児の保護者（以下、「利用者等」という）の立場に立ったサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町、障害福祉サービス事業を行う者その他の保険医療・福祉サービスを提供する者等との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 ふれあい工房「クローバー」
- (2) 所在地 和木町瀬田4丁目1番2号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理人 1名
管理人は、事業所の利用者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 指導員 1名
指導員は、利用者の管理及び業務の管理を指導する。
- (3) 補助員 若干名
補助員は、利用者の管理及び業務の管理に関して、管理人及び指導員を補助する。

(ボランティア)

第5条 本事業所の運営目的及び運営方針に賛同する者を、ボランティアとして受け入れることが出来る。

- 2 ボランティアを申し出る者は、和木町社会福祉協議会に登録すること。
- 3 施設利用の留意事項及び運営に関する重要事項を理解し遵守すること。

(利用日及び利用時間)

第6条 事業所の利用日及び利用時間は、次の通りとする。

(1) 利用日 月曜日から金曜日までの指定日とする。

但し、12月29日から翌年1月3日まで及び国民の祝祭日を除く。

(2) 利用時間 午前10時から午後3時までとする。

(事業の主たる対象者・実施範囲)

第7条 本事業所におけるサービス提供の主たる対象者は和木町在住者に限る。ただし、定員を大幅に下回る場合には、2名まで町外から受け入れができるものとする。

2 通常の事業の実施範囲は、和木町の区域とする。

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は10人以内とする。

(利用者の年齢制限)

第9条 本事業所利用者の定年を満70歳とする。

2 利用者が、定年齢になろうとするとき事業所は利用者と協議の上、他関係機関と連携し適切な福祉サービスに移行出来るよう努めるものとする。

(サービスの内容)

第10条 本事業の内容は、個別援助計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行う。ただし、個別援助計画書が作成されていない場合は、利用者等との相談において選定しサービスを行う。

(1) 社会参加促進支援に関する事。

自立訓練、福祉的勤労等の機会を設け啓発促進を図る。

ア. 創作活動体験

イ. 生産活動体験

ウ. 社会交流体験

(2) 授産・日中活動支援に関する事。

指導員を配置し、利用者の生産活動・日中活動の支援を行う。

ア. 生産活動・販売活動

イ. 創作活動

ウ. 機能訓練・生活訓練

エ. その他必要な活動

(工賃の支払い)

第11条 事業所は、生産活動に従事している者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 1日(5時間) 500円、半日 200円とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスを利用する際に、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) けんか、口論、誹謗中傷など、他の利用者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (2) その他、管理上必要な指示に従うこと。
- (3) その他、事前に説明を受け同意した事項を遵守すること。

(緊急時等の対応)

第13条 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、和木町社会福祉協議会に報告すること。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第15条 本事業所利用開始に際し、利用者又は家族から利用申請書の提出を受け協議の上、個別援助計画書を作成するとともに、サービス内容の重要な事項を説明し同意する旨の書類に押印を受けることとする。

(労災保険等)

第16条 管理人、指導員、補助員及び利用者は労災保険に加入させる。

2 第5条に定めるボランティアについては、ボランティア保険に加入させる。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 管理人は、本事業に使用する備品を管理するとともに定期的な消毒等を施す等、衛生管理に勤める事。

2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

(委任)

第18条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、和木町社会福祉協議会、地域活動支援センター運営協議会並びに管理人の三者協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し平成25年 1月 1日から適用する。